

きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

（平成 19 年度児童虐待防止推進月間標語）

● 担当者に聞く 本市の児童虐待の現状



ゆったり感で
子育てを

健康福祉企画室

鈴木早苗
家庭相談員

岩手県内の児童相談所が受理した児童虐待の相談件数は、平成 8 年度で 11 件。18 年度は 310 件で、10 年間に約 30 倍増加しています。

昨年度、本市に寄せられた児童虐待の相談件数は、子育てに関するすべての相談件数の約 10% に当たる 25 件です。本年度は、既に昨年度の件数に迫る相談があることから、残念なことには児童虐待は減ってはいないと思われます。本市の児童虐待の傾向としては、ネグレクトによる相談が多く、経済的困難や育児疲れがその原因のようです。

児童虐待はあってはならないことです。地域ができる 1 番大切なことは、虐待してしまう前に、周りで気付いてあげること。育児に悩んでいる人がいる、不自然な傷があったり何か様子がおかしかったりする子どもがいるなど、些細なことでもいいので窓口で連絡してください。また、子どもに関する悩みがある人は、どんなことでも相談してください。わたしたちは、あなたの悩みを真剣に受け止め、さまざまなサポートをし、問題解決のお手伝いをしていきます。

気持ちに余裕を持ってゆったり感で楽しく子育てしていきましょう。子育て環境ナンバーワンの奥州市を目指して。

国では、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的に虐待防止のための広報・啓発などの取り組みを実施しています。全国的に児童虐待に関する相談件数は増加しており、特に子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない状況であるため、児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、市町村や児童相談所などへ通告をする義務があります。虐待を疑って、それが間違いであっても責任を問われることはありませんので、様子がおかしいと思ったらすぐに連絡をお願いします。なお、通報した人の秘密は守られます。

児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、首を絞める、タバコの火を押し付ける、戸外にしめだすなど
心理的虐待	言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの家庭での養育など
性的虐待	子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を子どもに見せる、性的なモデルにするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、病気やけがをしても病院につれて行かない、ひどく不潔なままにする、適切な食事を与えない、車内に放置するなど

相談窓口

- 子育て総合支援センター（市役所 2 階、内線 256）
- 各総合支所福祉課、健康増進課

オレンジリボンキャンペーンを実施します

岩手県では、県民の児童虐待防止への関心と理解の促進を図るため、11 月にキャラバン隊を組織して、児童がよく出入りする施設などへの巡回訪問を行います。また、児童虐待の通告などへの理解と協力をお願いする「オレンジリボンキャンペーン」を展開します。期間中、市内のコンビニエンス・ストアなどへキャンペーンの周知に伺いますので、ご協力をお願いします。

条例案作成の流れと検討委員会の役割

市はことし 2 月、自治基本条例案作成のため、学識経験者と市内各種団体から推薦を受けた 15 人で構成する、自治基本条例検討委員会を設置しました。検討委員会はこれまで 8 回開催され、現在は条例に盛り込む事項を精力的に検討しています。この盛り込む事項がまとまった段階で市長に中間報告を行い、

市民の皆さんに公開して、意見を伺う予定です。

検討委員会で検討する「たたき台」を作るために設置したワーキンググループは、市民の意見を反映するため、公募による市民メンバーに市職員を加えた 23 人で構成され、これまで 14 回の会議を開催しています。ワーキンググループは「市の良いところ」「市のここが問題」「市をこんなまちにしたい」「理想のまちにするために」「市民の権利と参画・協働」の 5 つのテ

マについて、自由に意見を出し合いました。

ここで出されたさまざまな意見の中から、市をよりよいまちにしていくために「市民、事業者、議会、市長はどうあるべきか」「行政や議会と市民の関係はどうあるべきか」「地域社会はどうあるべきか」といった視点に意見を整理し、これらを骨格に条例素案の組み立てを行っています。



ワーキンググループは、メンバーが仕事を終えた夜間に会議を開催

12 月号では、市が現在検討している条例の内容を紹介します

検討委員会では、市民の皆さんに自治基本条例制定の意義をより理解いただくことを目的に、会議を公開しています。どのような議論が行われているのか、ぜひご覧ください。市ホームページでも、会議の結果・資料を公開しています。

条例への関心を高めるため検討委員会を公開

条例検討委員会の活動

今月は、市が設置した自治基本条例検討委員会と、その委員会に置くワーキンググループの活動や、役割などについて紹介します。検討委員会は公開で行われており、市民の皆さんも傍聴することができま

す。（委員会開催日程の関係で、前号で予告した内容を変更しています）

条例案作成までのイメージ

5 つのテーマに沿って出された意見

↓ 市民の意見吸い上げ

（ワ）条例に盛り込む事項を選定

（検）選定内容の検討、決定

↓ 市長へ中間報告

条例に盛り込む事項を市民へ公表

↓ 市民の意見を反映

（ワ）盛り込む事項に基づいて条例化

（検）条例素案の検討、決定

↓ 市長へ中間報告

条例素案を市民へ公表

↓ 市民の意見を反映

（ワ）条例案を作成

（検）条例案の検討、決定

↓ 市長へ最終報告

市議会へ提案

注 （ワ）はワーキンググループ、（検）は検討委員会の略

連載

自治基本条例の制定に向けて⑥

みんなで考える

市

の

憲

法

づくり